

「行政委の報酬 高額」

市民団体 返還など求め監査請求

教育委員や選挙管理委員会など県のほとんどが少ないのに、高額な月額報酬の支払いを定めた県の条例は違法だとして、市民団体のメ

請求者は市民団体「くらし・せいせん・いのち」の呼びかけに、各委員に過去の不
同ネットの寺町知正代
表は県庁で会見し、勤
務日数が少ない非常勤
の行政委員の報酬は日
額で支払うべきで、月
給分は不当利得に当
たり、各委員が返還すべ
きたと強調している。

(大橋洋一郎)

「県の非常勤委員 報酬高い」 返還求め監査請求

市民団体

県の非常勤の行政委員の報酬が高すぎるとして、市民団体「くらし・せいせん・いのち」が、岐阜県民ネットワーク（代表・寺町知正山県市議）が12日、月額報酬の支払いの差し止めと、報酬4億3千万円の返還を求める住民監査請求書を県に提出した。寺町代表は

「月額制は常軌を逸した高額。日額制に変更するよう求めていきたい」としている。請求したのは寺町氏ら105人で、人事、教育、選挙管理など6委員会と監査委員に所属する委員の報酬が対象。請求によると、2004～09年度の6年間で年に12～36回

の会議があり、計5億5662万円が支払われた。会議1回当たりで委員1人に支払われた報酬は、6万7千～19万円となる計算だという。寺町代表は「社会通念上許されない高額」と指摘。会議1回の報酬は最高で2万円が限度とし、それを超えて支給された4億3310万円を不当利益として返還を求めた。

地方自治法では、委員の報酬は「勤務日数に応じて支

2010.2.13 中日

県行政委員報酬 是正で監査請求

住民グループ

非常勤の県行政委員の報酬が月額制なのは地方自治法の原則に反し、会議1回当たりの支給額が最高19万円に上るのは非常識として、住民グループが12日、県監査委員に月額行政委員の報酬の日額

報酬は正と不当利得額返還の勧告を求める住民監査請求を行った。

支給を原則とする同法について「例外的な扱いは勤務実態が非常勤の職員と異なるらないといえる場合に限られるべき」とし、教育委員会、選挙管理委員会など7委員の月額制を定める県条例の違法性を指摘。知事への月額報酬支出の差し止め勧告を求めている。

社会通念上の会議1回当たりの報酬を2万円とし、超過分を不当利得として本年度を含む過去6年分返還させる各委員への勧告、知事への返還請求勧告も求めている。請求対象の委員数は09年4月1日時点で42人（うち非常勤2人）で、総額4億3310万円になる。

2010.2.13 五日

委員 行政 県

「非常勤の月額報酬過大」

山県市議ら住民監査請求

非常勤でありながら、月ごとに一定額を支払っている県の行政委員の報酬について、寺町知正・山県市議ら105人が12日、過大な報酬支払いは地方自治法に反するとして、今後には月額制で支出させない措置をとるよう、住民監査請求を行った。

県人事課によると、県には選挙管理、収用労働など8の行政委員会があり、委員はいずれも非常勤。内水面漁業管理委員会だけが日額制。同委員会を除く7委員会の報酬は月額9万3000〜21万8550円。報酬額は県の「各種委員等給与条

例」で定められ、財政難で県職員の給与を削減した今年度から、県幹部と同様に月額7%を削減している。

請求申し立てによると、04〜09年の各委員の会議日数は、教育委員会83回▽選挙管理委員会84回▽人事委員会121回▽公安委員会206回▽監査委員104回▽労働委員会74回▽収用委員会72回。日数が少なく、実際の勤務量と照らし合わせると、平均日当は過大

になると指摘。知事らに対し、月額制支給の取りやめを求めたほか、1日の会議で2万円を超えた支出は不当利得だとして、過去6年間の不当利得分の返還を求めている。

寺町市議は「会議の数を考えると高額だ。財政難というなら、速やかに修正してほしい」と主張している。

行政委員報酬を巡っては、大津地裁が昨年1月、滋賀県の月額制を地方自治法違反と判断した。【山田尚弘】